

## 法人賛助会員規約

### 第1条（目的）

この規程は、法人賛助会員の入会及び退会並びに会費に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2条（法人賛助会員）

当法人の目的、事業に賛同し、その目的を達成するために財政的協力を希望する法人は、代表理事の承認を得て法人賛助会員になることができる。

### 第3条（会費）

法人賛助会員は、年額1口50,000円の会費を1口以上納入するものとする。

### 第4条（加入手続）

当法人の会員になろうとする法人は、所定の申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

### 第5条（会費の使途）

第3条の会費は、当法人の事業に使用する。

### 第6条（退会）

法人賛助会員は、退会通知を当法人に提出することにより、いつでも退会することができる。ただし、やむを得ない事情がある場合を除き、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。年度途中の退会については、会費の返却をしないものとする。

### 第7条（会員の除名）

当法人の会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、その会員を除名することができる。

- ・当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき
- ・会員としての義務に違反したとき
- ・反社会的勢力との関係があると認められるとき
- ・その他の除名すべき正当な事由があるとき

### 第8条（資格喪失）

会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- ・退会したとき
- ・団体会員が解散したとき
- ・除名されたとき

### 第9条（免責）

会員間で紛争が生じた場合、当該会員間で解決するものとし、当法人は当該紛争の解決その他一切の責任を負わない。

### 第10条（損害賠償）

会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当法人に損害を与えた場合、当法人は当該会員に対して相当の損害賠償の請求を行う。

第 11 条（会員規約の改訂）

本規約は、社員総会の過半数の同意があり、代表理事が承認したときは改訂することができる。

第 12 条（付則）

本規約に定めのないことは、定款および一般法人法その他の法令に従って協議決定するものとする。

一般社団法人全国 PTA 連絡協議会  
2024 年 6 月 18 日 制定